税務　税務課からのお知らせ

問 税務課　滞納整理係
☎476-1111（115・116）

◆不動産を公売します

大崎町では、滞納処分の一環として不動産を公売し、町税に充てます。

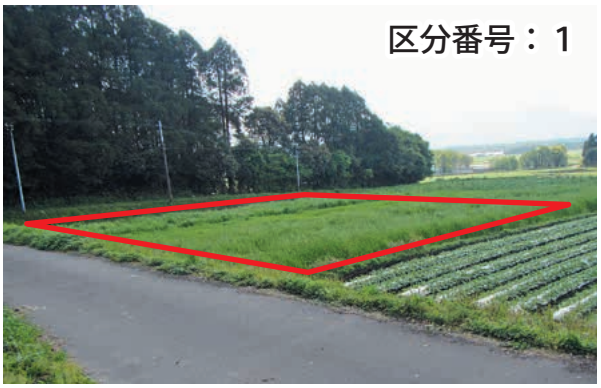

	売却区分の番号	公売財産の名称および所在地など	面積（㎡）	見積価格（円）	公売保証金（円）
公売財産 公売保証金 見積価格	1	土地 大崎町野方字差尾 5362 番 2 地目：畑	1,621	311,000	100,000
	2	土地 大崎町野方字差尾 5365 番 3 地目：畑	1,731	415,000	100,000

【公売方法】入札方式
【入　札　日】平成 28 年 8 月 10 日（水）
【受　　付】午前 9 時 30 分から 9 時 55 分まで
【入　　札】午前 10 時から
【入札会場】大崎町役場 2 階応接室
【そ　の　他】いずれも公簿表示で現況渡しです。

●注意事項

【売却区分番号 1・2】は農地であるため、入札に参加するためには、農地法上の許可を受け『買受適格証明』が必要になり、6 月 30 日（木）までに大崎町農業委員会への申請が必要となります。なお、買受適格証明の発行の可否決定には一定の期間を要します。

町外の方は、お住まいの市町村の農業委員会で発行する『耕作証明書』が必要になります。

※詳しくは、大崎町農業委員会までお問い合わせください。

≪その他注意事項≫

① 入札希望の方は、入札当日に上記公売保証金を納付していただく必要があります。（落札できなかった方については、公売保証金を返還いたします。）

② 不動産公売では、落札者に対して落札決定通知を交付し、農地は現状渡しを原則とします。なお、町は瑕疵（かし）担保責任など一切負いません。

③ 権利移転に伴う費用は、買受人の負担とします。（移転手続きについては町が行います。）

＜買受適格証明に関するお問い合わせ先＞
大崎町農業委員会事務局
☎ 099-476-1111（内線 531・532）

＜不動産公売に関するお問い合わせ先＞
役場税務課　滞納整理係
☎ 099-476-1111（内線 115・116）